

社会保障審議会 介護保険部会(第72回)	参考資料1
平成29年6月21日	

# 基本指針(案)について(目次案)

# 基本指針（案）について（目次案）

前文	1	(一) 被保険者の現状と見込み	18
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	2	(二) 保険給付の実績把握と分析	18
一 地域包括ケアシステムの基本的理念	2	(三) 調査の実施	19
1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	3	(四) 地域ケア会議等における課題の検討	20
2 介護給付等対象サービスの充実・強化	4	3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備	20
3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備	5	(一) 市町村関係部局相互間の連携	21
4 日常生活を支援する体制の整備	6	(二) 市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催	21
5 高齢者の住まいの安定的な確保	6	(三) 被保険者の意見の反映	21
二 二千二十五年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標	8	(四) 都道府県との連携	22
三 医療計画との整合性の確保	8	4 平成三十七年度の推計及び第七期の目標	24
四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進	8	(一) 平成三十七年度の推計	25
五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上	9	(二) 第七期の目標	25
六 介護に取り組む家族等への支援の充実	10	5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	25
七 認知症施策の推進	11	6 日常生活圏域の設定	26
八 高齢者虐待の防止等	12	7 他の計画との関係	26
九 介護サービス情報の公表	13	(一) 市町村老人福祉計画との一体性	27
十 効果的・効率的な介護給付の推進	14	(二) 市町村計画との整合性	27
十一 都道府県による市町村支援等	14	(三) 市町村地域福祉計画との調和	27
十二 市町村相互間の連携	15	(四) 市町村高齢者居住安定確保計画との調和	28
十三 介護保険制度の立案及び運用に関するPDCAサイクルの推進	16	(五) 市町村賃貸住宅供給促進計画との調和	28
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	16	(六) 市町村障害福祉計画との調和	29
一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項	16	(七) 市町村健康増進計画との調和	29
1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	16	(八) 生涯活躍のまち形成事業計画との調和	30
2 要介護者等地域の実態の把握	18	(九) 社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（社会福祉法第八十九条第一項に規定する基本指針をいう。以下「福祉人材確保指針」という。）を踏まえた取組	30
		(十) 介護雇用管理改善等計画（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第六条第一項に規定する介護雇用管理改善等計画をいう。以下同じ。）を踏まえた取組	30
		8 その他	30
		(一) 計画期間と作成の時期	30
		(二) 公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	31

# 基本指針（案）について（目次案）

二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項……………32	2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策……………42
1 日常生活圏域……………32	(一) 関係者の意見の反映……………42
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み……………32	(二) 公募及び協議による事業者の指定……………43
(一) 各年度における介護給付対象サービス（介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込み……………32	(三) 都道府県が行う事業者の指定への関与……………44
(二) 各年度における予防給付対象サービス（介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込み……………34	(四) 報酬の独自設定……………44
3 各年度における地域支援事業の量の見込み……………34	(五) 人材の確保及び資質の向上……………44
(一) 総合事業の量の見込み……………35	3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策……………45
(二) 包括的支援事業の事業量の見込み……………35	(一) 地域支援事業に要する費用の額……………45
4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化への取組及び目標設定……………35	(二) 総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス（以下「訪問型サービス等の総合事業」という。）の種類ごとの見込量確保のための方策……………45
(一) 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定……………36	(三) 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価……………45
(二) 介護給付等に要する費用の適正化への取組及び目標設定……………37	(四) 総合事業の実施状況の調査、分析及び評価……………46
三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項……………38	4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項……………46
1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項……………38	(一) 介護給付等対象サービス……………46
(一) 在宅医療・介護連携の推進……………38	(二) 総合事業……………47
(二) 認知症施策の推進……………39	(三) 地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価……………47
(三) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進……………40	5 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項……………48
(四) 地域ケア会議の推進……………41	6 市町村独自事業に関する事項……………49
(五) 高齢者の居住安定に係る施策との連携……………41	(一) 保健福祉事業に関する事項……………49
	(二) 市町村特別給付に関する事項……………49
	7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項……………49

# 基本指針（案）について（目次案）

第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項	50
一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項	50
1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	50
2 要介護者等の実態把握	52
3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備	52
（一）都道府県関係部局相互間の連携	53
（二）都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催	53
4 市町村への支援	53
5 平成三十七年度の推計及び第七期の目標	55
（一）平成三十七年度の介護人材等の推計及び確保	55
（二）第七期の目標	56
（三）施設における生活環境の改善	56
6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	56
7 老人福祉圏域の設定	57
8 他の計画との関係	57
（一）都道府県老人福祉計画との一体性	58
（二）都道府県計画との整合性	58
（三）医療計画との整合性	58
（四）都道府県地域福祉支援計画との調和	59
（五）都道府県高齢者居住安定確保計画との調和	59
（六）都道府県賃貸住宅供給促進計画との調和	60
（七）都道府県障害福祉計画との調和	60
（八）都道府県医療費適正化計画との調和	61
（九）都道府県健康増進計画との調和	61
（十）都道府県住生活基本計画との調和	61
（十一）福祉人材確保指針を踏まえた取組	62
（十二）介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組	62
9 その他	62
（一）計画期間と作成の時期	62
（二）公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	62
二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項	63
1 老人福祉圏域	63

2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	63
3 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定	65
（一）市町村が行う、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組への支援に関する取組及び目標設定	65
（二）市町村が行う、介護給付等に要する費用の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定	66
4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整	67
5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保	67
三 都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項	67
1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項	68
（一）在宅医療・介護連携の推進	68
（二）認知症施策の推進	68
（三）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	69
（四）地域ケア会議の推進	70
（五）介護予防の推進	70
（六）高齢者の居住安定に係る施策との連携	70
2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項	71
（一）介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項	71
（二）ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項	72
（三）ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項	72
3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項	72
4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項	73
5 介護サービス情報の公表に関する事項	74
6 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	75